

参考資料

まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生の深化のための新型交付金の創設等について

平成 27 年 8 月 4 日
まち・ひと・しごと創生本部決定

地方創生は、平成 27 年度中に「地方版総合戦略」が策定され、平成 28 年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなる。

これを受けて、国の総合戦略に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化し、国による多様な支援（情報支援、人的支援、財政支援）を講ずることにより、地方創生を深化させていく必要がある。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、以下の統一的な方針に沿って、「新型交付金」の創設等に取り組む。

1. 新型交付金の創設

（1）新型交付金は、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせ、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働や地域間連携の促進、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成等の観点で先駆性のある取組や、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取組（政策間連携）、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援する。なお、公共事業関係費及び施設整備費のうち、地方創生に密接に関連するものについても対象とする。

（2）新型交付金に係る平成 28 年度予算の要求・要望は、地方からの要望等を踏まえ、予算額で 1,000 億円を超える規模（事業費で 2,000 億円を超える規模）のものとする。

その財源は、「平成 28 年度予算の概算要求に当たつての基本的な方針について」（平成 27 年 7 月 24 日閣議了解。以下「シーリング」という。）に基づき、以下の通り、関係府省が連携し、地方創生関連の事業に予算要求を重点化することで確保する。

- 一. 内閣府において、所管の地域再生戦略交付金及び地域再生基盤強化交付金を再編し、580 億円程度の要求及び要望を行う。
- 二. 平成 27 年度予算においてまち・ひと・しごと創生関連事業のための予算（以下「地方創生関連予算」という。）を計上している関係府省は、一般会計における地方創生関連予算以外の裁量的経費について合理化・効率化を行い、地方創生関連予算に重点化する中で、「新型交付金」のための要求及び要望を行う。具体的には、関係府省は、平成 28 年度における地方創生関連予算について、平成 27 年度の地方創生関連予算基礎額¹における関係府省の計上額に同じ、地方創生関連予算に重点化する中で、それぞれ次のように要求及び要望を行い、総額 500 億円程度を確保する。

¹ 一般会計における地方創生関連予算から、地域再生戦略交付金、地域再生基盤強化交付金、沖縄関係経費（沖縄一括交付金、北部振興事業、沖縄教育振興事業、駐留軍用地跡地利用の推進、沖縄科学技術大学院大学）、義務的経費（シーリングにおける取扱に準ずる。）を除いたもの。

- ① 地方創生関連予算について、地方創生関連予算基礎額に係る要求上限額²に、その9分の1に相当する額を加算した額以上の額を要求し、地方創生関連予算基礎額に係る要望上限額³に、その9分の1に相当する額を加算した額以上の額を要望。
- ② ①のうち、新型交付金として、要求に係る上記加算額以上の額を要求し、要望に係る上記加算額以上の額を要望⁴。
- 新型交付金に係る要求及び要望（上記①、及び②）は関係府省において行い、平成28年度予算編成プロセスを経て、総額を内閣府に計上する。

(3) 政府における新型交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証や先駆的・優良事例の提案等については、関係各省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

2. 地方創生関連補助金等の見直し

地方創生関連補助金等については、適切な KPI や PDCA サイクルの整備、手続のワンストップ化等による「縦割り」の弊害防止等の見直しを行う。このため、平成28年度予算の概算要求に当たり、下記についてまち・ひと・しごと創生本部事務局が関係府省と協力して進める。

① 「総合戦略」に掲げられた基本目標達成に向けて適切な KPI や PDCA サイクルを整備

② 類似の目標や目的掲げる事業を可能な限りワンストップ化
これを進めるに当たっては、地方公共団体にとっての使い勝手を改善することが重要である。

なお、関係府省の個別事業については、行政事業レビューのプロセスにおいて自己点検及び外部有識者による点検・検証が行われる。地方創生関連補助金等の見直しは、このプロセスと連携し、まち・ひと・しごと創生本部事務局が行政改革推進本部事務局と協働する形で進める。

3. 地方創生予算全体の確保

国による財政支援として、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算において、地方創生関連補助金等に加え、まち・ひと・しごと創生事業費による地方財政措置の充実、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）が措置されている。地方公共団体がそれぞれの「地方版総合戦略」に沿った施策を今後着実に実行できるよう、地方創生予算全体を安定的に確保することが必要である。

特に、新型交付金の創設に際しては、地方創生関連補助金等や地方財政措置との役割分担を明確にし、平成28年度予算に向けて、概算要求段階から関係府省が連携・協働することが重要である。

² 平成27年度の地方創生関連予算基礎額に100分の90を乗じた額。

³ 平成27年度の地方創生関連予算基礎額に係る要求上限額に100分の30を乗じた額。

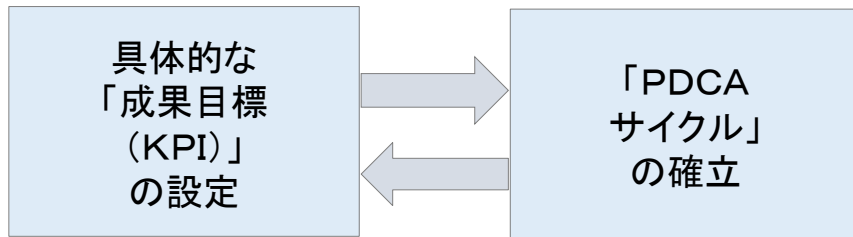
⁴ 関係府省のそれぞれの要求・要望に当たって、平成27年度予算における各関係府省の裁量的経費に対する割合が、0.7%以上の場合は、金額を調整することができる。

地方創生の深化のための新型交付金

28年度概算要求額 各府省合計 **1,080億円**【うち優先課題推進枠307億円】（新規）
（事業費ベース 2,160億円）

事業概要・目的

- 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設（「骨太の方針」「創生基本方針」）
- 地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

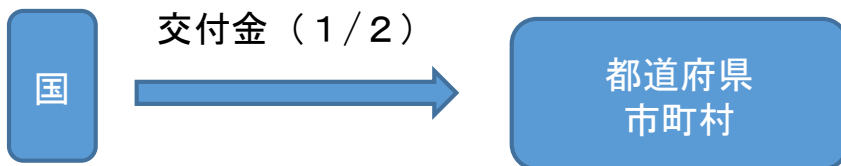


事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

- ① 先駆性のある取組
 - ・ 官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点 等
- ② 既存事業の隘路を発見し、打開する取組（政策間連携）
 - ・ 地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組
- ③ 先駆的・優良事例の横展開
 - ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組

資金の流れ



期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆ローカルイノベーション

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等を通じて地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆サービス生産性の向上等

- ・地域におけるサービス産業の生産性の向上のため、地域金融機関、商工会議所等との連携強化を図る。また、事業者と支援人材とのマッチング等を行う。
- ・対内直接投資の拡大に資するよう、地域におけるビジネス環境の改善、新陳代謝や標準化の促進を図る。

◆生涯活躍のまち(日本版CCRC)/移住促進

- ・生涯活躍のまち(日本版CCRC)の創設により、高齢者の移住・住み替え支援、就労、生涯学習、社会参加の確保や地域コミュニティの形成に資する取組と併せて、地域への移住を促進する施策を総合的に行う。

◆「小さな拠点」等によるコミュニティビジネスの活性化

- ・「小さな拠点」等を核に、生活機能の確保に加え、都市部との交流による観光誘致や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化を図り、自立的な集落の実現を目指す。

◆ローカルブランディング/DMOを核とした観光振興

- ・地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向けて、必要な人材・資金等を域外から呼び込むとともに、地域商社的な機能を有した新たな推進体制の形成等を通じ、販路の開拓に向けた環境整備を行う。
- ・広域観光戦略の実現に向け、多様な関係者の協働及び地域間連携を引き出し、日本版DMOを確立する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・今後、地域において、地方創生を担う様々なタイプの専門人材が求められることから、産学官等と連携した、地方創生に向けた取組の核となる人材の育成・確保を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・出生率向上の取組の一環として、20～30代の子育て世代の雇用者等をターゲットとした長時間労働の見直しなど働き方改革に官民が協働して取り組む。

◆コンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・一定の地域に人と企業を集積する「密度の経済」を実現するため、都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組の連携の促進と、その戦略的な運営に取り組む。

※ 上記の事業例は現時点のものであり、今後、関係各府省庁の参画を得ながら、先駆的な事業例の具体化を進める。



くらしの中に

総務省

「秋のレビュー」ご説明資料

地方創生関連事業（ローカル・イノベーション）

「地域経済循環の創造」の推進に要する経費

平成27年11月12日

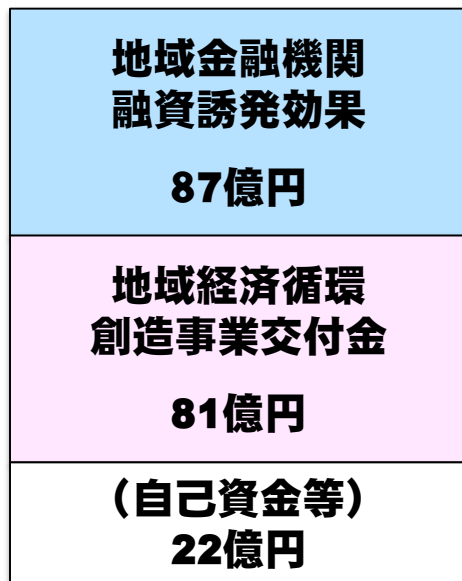
総務省地域力創造グループ地域政策課

ローカル10,000プロジェクトによる地域経済好循環の仕組み

—地域経済循環創造事業の先行241事業にみる地域経済イノベーションサイクル—

投資効果

190億円（対交付金2.3倍）



地元雇用創出効果

363億円（7年）
対交付金 4.5倍

地元原材料活用効果

703億円（7年）
対交付金 8.7倍

キャッシュフロー創出効果

288億円（7年）

うち、税創出効果

60億円（7年）
税引き後当期利益から
地域金融機関の資金回収

自治体と地域金融機関
の密接な連携が必要

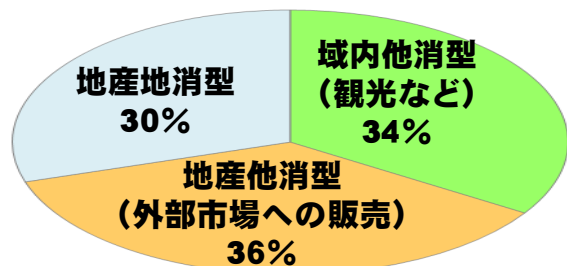
(例)

A市（人口8.7万人）
②⑤⑥ 6事業立ち上げ



A市内に本店を置く
信用金庫
②⑤⑥ 12事業立ち上げ
(A市及び近隣自治体と連携)

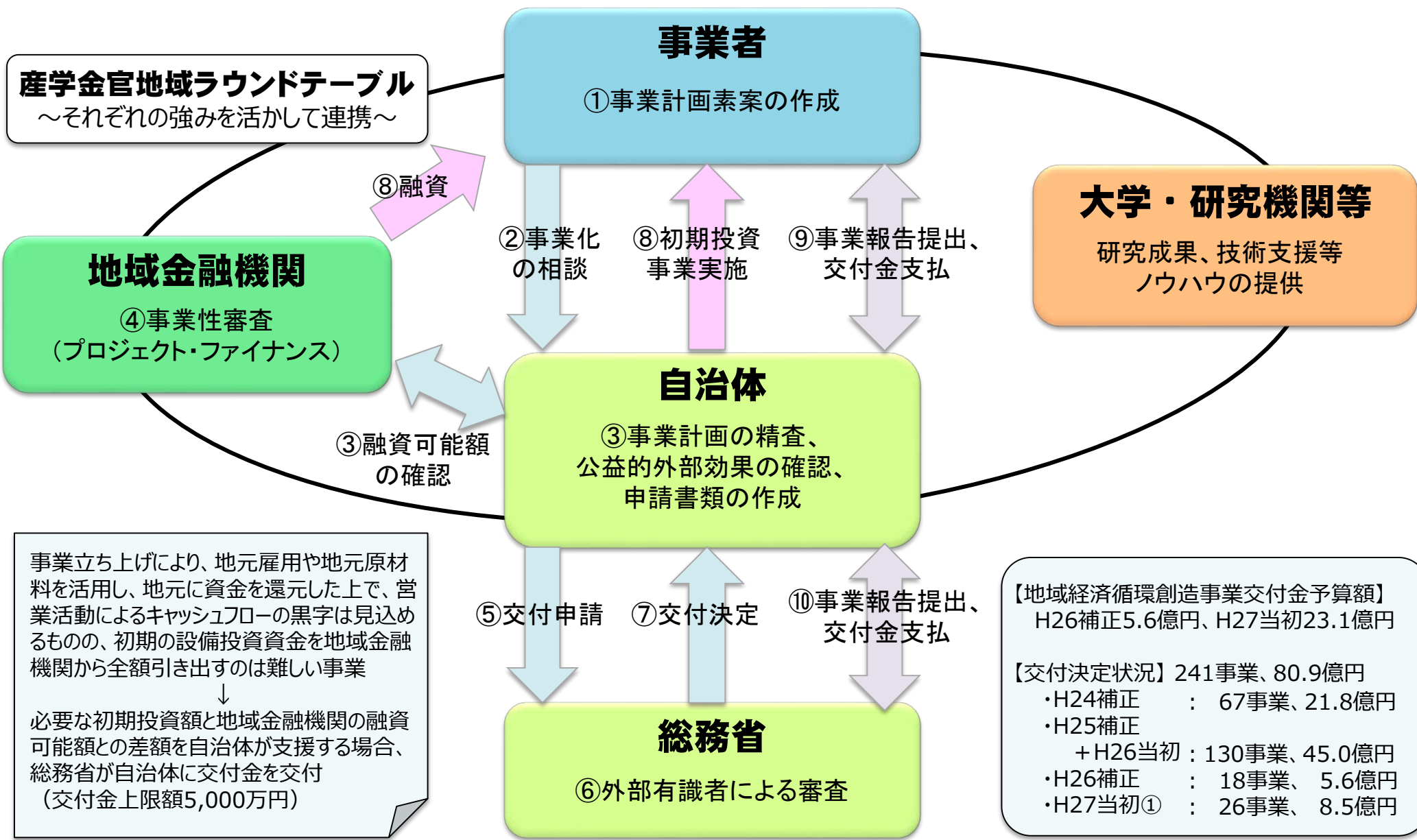
交付対象事業の特色（241事業）



※交付決定時ベース。なお、初年度通年スタート
30事業中20事業がキャッシュフロー黒字（実績）。

市町村が作成した創業支援事業計画を関係省庁が
横串で集中支援

地域経済循環創造事業交付金の申請等の流れ



事業立ち上げにより、地元雇用や地元原材料を活用し、地元で資金を還元した上で、営業活動によるキャッシュフローの黒字は見込めるものの、初期の設備投資資金を地域金融機関から全額引き出すのは難しい事業

↓

必要な初期投資額と地域金融機関の融資可能額との差額を自治体が支援する場合、総務省が自治体に交付金を交付 (交付金上限額5,000万円)

【地域経済循環創造事業交付金予算額】
H26補正5.6億円、H27当初23.1億円

【交付決定状況】 241事業、80.9億円

- ・H24補正 : 67事業、21.8億円
- ・H25補正 + H26当初 : 130事業、45.0億円
- ・H26補正 : 18事業、5.6億円
- ・H27当初① : 26事業、8.5億円

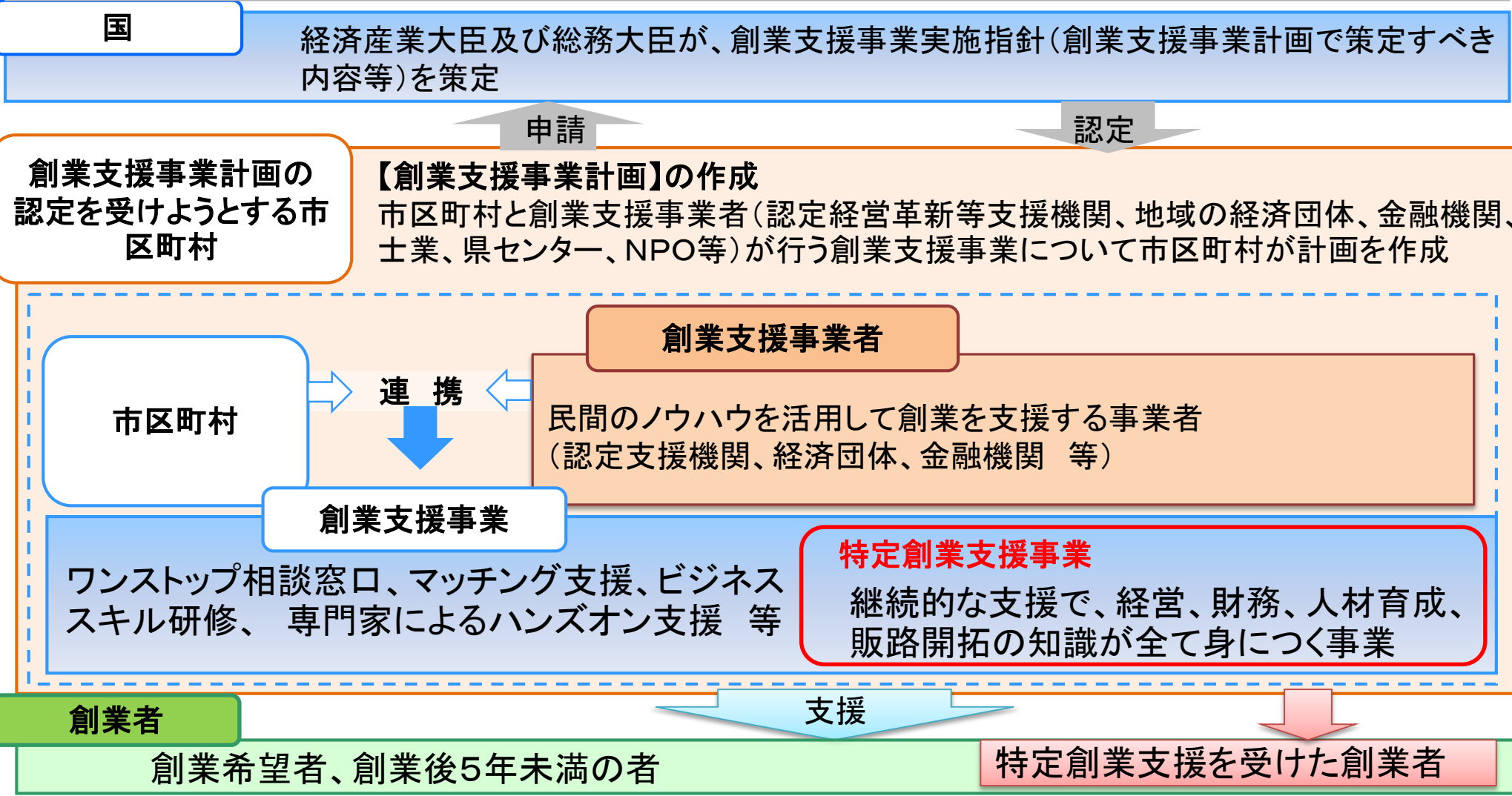
地方創生関連事業 (ローカル・イノベーション)

平成27年11月12日

経済産業省

1. 産業競争力強化法に基づく創業支援スキーム概要

日本再興戦略で「米国・英国レベルの開・廃業率10%（現状約5%）を目指す」と掲げられたことを受け、地域において創業支援を強化する環境整備を行うための法律を制定した。

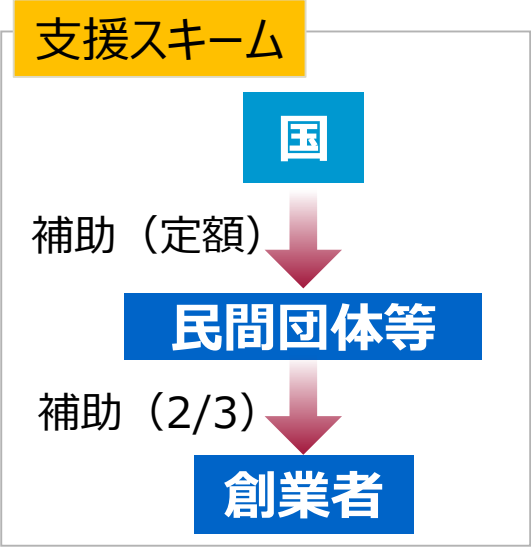


○認定状況（※平成27年10月2日時点）→771市区町村/全国1,741市区町村

2. 創業・第二創業補助金 概要

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画等と連携して、創業・第二創業を行う個人を助成。

- 【補助対象者】 「新たに創業する者」又は「第二創業を行う者」
- 【補助対象事業】 既存技術の転用、隠れた価値の発掘を行う新たなビジネスモデルにより、需要や雇用を創出する事業
- 【補助対象経費】 人件費、事業費（申請書類作成経費、店舗等借入費、旅費、謝金等）、委託費
- 【補助上限】 200万円（※第二創業の場合は、1,000万円）
- 【補助率】 2/3



予算の経緯と採択実績

	FY24補正	FY25補正	FY26補正	FY27
予算額	200億	38.5億	46億	7.6億
採択件数	6,299	3,124	1,669	775
要件・加要素	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 認定市区町村における創業を加点 特定創業支援事業を受けた創業者を加点 	<ul style="list-style-type: none"> 認定市区町村における創業を要件化 特定創業支援事業を受けた創業者を加点